

東京都いじめ問題対策連絡協議会（第2回）

議事要旨

1 日時

平成27年7月24日（金）午後1時から午後3時30分まで

2 場所

東京都庁第二本庁舎10階 213・214会議室

3 審議

- (1) 子供が大人に相談できる環境づくりに向けた方策について
- (2) その他

4 出席者

森田洋司委員長、伊東哲委員長職務代理者、廣瀬秀樹委員、加藤仁委員、箕輪泰夫委員、横手由三子委員、森修一委員、瀧村剛委員、塩澤雄一委員、野中繁委員、野村友彦委員、前島正明委員、佐藤正吉委員、實吉幹夫委員、岩田暁委員、高山嘉通委員、小笠原彩子委員、正木忠明委員、片岡玲子委員、永見光章委員、伊藤雅子委員

5 発言要旨

(1) 子供が大人に相談できる環境づくりに向けた方策について

ア 東京都各局の取組

- 法務局では、「子供の人権110番（電話）」による相談やインターネットによる相談に加えて、「子供の人権SOSミニレター（手紙）」により、いじめを含む様々な相談を受け付けている。
いじめについて見て見ぬふりする子供を減らすために、互いに異なる存在として尊重し合う人権意識を醸成することが必要であると考えている。
- 青少年・治安対策本部では、10年間行ってきた「こころの東京革命」の取組について、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を視野に入れ、昨年度、思いやりやおもてなしの心を育てる視点などから、内容を新たなものとし、関係各局と連携した取組を行っている。
インターネットや携帯電話を通じたいじめに対応するため、平成21年から、「こたエール」という相談窓口を設置し、関係する教育委員会や警察などと連携して、解決に向けた対応を行っている。
また、学校における「ファミリールール講座」や「出前講演会」などの取組を通じて、児童・生徒に対して、インターネット利用のルールづくりについて啓発を行っている。
- 生活文化局では、各私立学校の取組に対する支援として、スクールカウンセラーの配置に対する補助、保護者や学校からの相談対応、いじめ相談窓口などの情報提供、各学種別の私学団体と連携した研修で事例の紹介などを行っている。
各学校の実情に合わせて更に教育相談体制を強化できるようにするため、平成27年度から、スク

ールカウンセラーの資格を、臨床心理士、医師の資格に加えて、児童・生徒の臨床心理に関する高度な専門知識・経験を有する大学及び大学院における心理学系の学部長、教授、准教授、講師（非常勤を除く。）、助教の職にある者又はそれらの職にあった者へと補助対象を拡充している。

- 総務局では、子供の人権を保障し、健やかに育てていくことを目指し、人権尊重の理念を社会に浸透させるための取組を推進している。

公益財団法人東京都人権啓発センターが人権に関する相談を受け付けており、いじめに関する相談があれば、適切に対応できる専門機関等を紹介している。

また、「みんなの人権」という人権意識を啓発する冊子を配布しており、その中に、相談機関の連絡先を掲載するなどしている。

- 児童相談センターでは、18歳未満の児童に関する相談であれば、いじめを含めたあらゆる問題に対して、電話及び来所での相談を受け付けている。そのほか、「4152（よいこに）電話相談」においては、子育ての悩み等の相談に応じている。

また、「東京子供ネット（0120-874-374 はなしてみなよ）」というフリーダイヤルによる相談事業を行っており、相談内容に応じて、権利擁護専門員等に、適切に引き継いで対応している。

平成27年7月1日からは、児童虐待を中心に24時間365日、相談を受けている児童相談所の全国共通ダイヤルが、従来の10桁から「189（いちはやく）番」の3桁になった。

- 警視庁では、いじめ問題を含めた少年相談窓口として、「ヤングテレフォン・コーナー」という名称で開設している電話相談のほか、来所での相談を受け付けている。いじめに関する相談内容では、学校の対応についての不満をはじめ、いじめの加害者の謝罪についての不満、インターネットを通じて行われるいじめに関する相談など多様であり、これらの相談に対しては、相談者の意向や学校における対応状況などを踏まえて、必要な助言等を行っている。

いじめを受けた少年自身が気軽に相談できるようにするために、学校で行っている「セーフティ教室」に加えて、コミック誌、少年向け雑誌等を活用して、相談窓口を周知するなどしている。

- 都教育委員会は、平成25年度から、全公立小・中・高等学校にスクールカウンセラーを配置して、教育相談体制の充実を図っており、昨年度からは、「いじめ総合対策」に基づき、小学校5年生、中学校1年生、高校1年生の児童・生徒を対象とする全員面接を行っている。

一方で、問題行動等調査等の結果からは、学校がいじめを認知する端緒として、児童・生徒が直接教員に訴えたと回答する数は、少ないのが現状である。

今後とも、子供が、いじめについて大人に相談しやすい環境づくりのための具体的な対策を検討していく。

イ 公立学校・私立学校の取組

- 公立小学校では、学級担任が中心となって、子供たちの状況を把握し、丁寧に寄り添う中で、子供たちが相談しやすい環境づくりを心がけている。

また、スクールカウンセラーが、学校における組織的な教育相談体制の中心となって活躍している。小学校5年生を対象に実施している全員面接は、相談しやすい環境づくりの視点から、非常に効果的である。

- 私立小学校の事例として、児童全員に「種まきノート」を持たせ、学級担任と子供が心を通わせながら、学級担任が子供の変化に早期に気付くことができるようにしている。

また、5・6年生は教科ごとに専門の教員が指導していたり、1年生でも6人の教員が指導に当たったりしているため、組織的に教員同士が連携を図ることを重視している。

スクールカウンセラーが、週に数日間勤務し、休み時間等に子供の相談に対応している。また、直通電話番号を活用し、保護者からの相談に応じるなどしている。

- 公立中学校では、子供が大人に相談しやすい環境をつくるために、日頃から教員と生徒との関係づくりを大切にしている。また、教員相互の情報交換により、いじめや不登校など、学校として組織的な対応が行われるようにしている。

事例として、所管の教育委員会が、テーマパークに無料で入場できるカードに相談機関の電話番号を記載し、児童・生徒に配布するなどして、相談機関を周知する工夫をしている。学校は、生徒に対して、いじめ等について一人で抱え込まずに大人に相談するよう、定期的に指導している。

- 都立高等学校の事例として、学校内で、月に一回、地域のサポートステーションの方々により「カフェ」を開いていただいている。サポートステーションに行きたくても行けない生徒が多いので、サポートステーションに学校に入ってもらおう工夫をした。「カフェ」に、民生・児童委員や、相談窓口を開設している NPO などにも参加していただいているほか、学校からも、学習支援員を参加させて、相談体制の充実を図っている。

- 教職員が、どれだけいじめについて気付くことができるかが大切であり、教員個人で対応することのない組織づくりが肝要である。

私立中学校・高等学校の事例として、いじめを受けた生徒は、体に変調をきたすことが多いので、例えば養護の教員がいじめの可能性につながる情報を把握した場合には、その情報を他の教員と共有するようにしている。

また、各学校でいじめの防止等の対策について、様々な資料を作成しているので、それらを共有するよう努めている。

ウ 区市町村教育委員会の取組

- いじめの防止で最も大切なことは、教員が子供に関心をもつことである。教育委員会として、校長に対して、自校の児童・生徒の顔と名前を全員一致させるように指導している。校長が、教員から受けたいじめに関する情報を共有できるようにするためには、児童・生徒の顔と名前が一致していることが必要であると考えている。

また、インターネットを通じて行われるいじめの防止については、児童・生徒が主体的に取り組むことが大切である。生徒会サミットの開催などを通して、自らルールを作る取組などを推進している。

エ 保護者からの意見等

- スクールカウンセラーの配置については、小・中一貫教育の趣旨を踏まえ、同じ地区の小・中学校に同じスクールカウンセラーを配置するなどの配慮が欲しい。

日本 PTA 全国協議会で作成している保護者向けのハンドブックに、いじめが表に出てこない要因となる「壁」として、「親の壁」、「先生の壁」、「友達の壁」の三つが挙げられている。子供のいじめが、これらの壁に囲まれるような環境を大人が作ってしまうと、大きな事件につながりかねないので、親としてあるべき姿について、発信していきたいと考えている。

東京都としても、いじめで悲しむ子供が一人も出ないような取組を進めてほしい。

- 知的障害や発達障害がある子供は、自己表現を上手にできない場合など、いじめを受けていても、怖くて教員にも親にも話せないことがある。教育者の視点と親の思いには違いがあると感じる。
特別支援学校の場合は、子供からの自発的な相談を求めることは困難である。生活環境や社会環境に働き掛けることが必要な状況も多いため、スクールソーシャルワーカーが、学校に入って、家庭に助言することなどが必要と考える。

オ 関係機関・団体等の取組等

- 弁護士会では、平日の夜や土日なども含めて、いじめを含めた様々な問題について子供や保護者から、直接相談を受けられるようにしている。
また、弁護士によるいじめに関する授業を実施しており、学校や教育委員会から要請があった場合に、学校に弁護士を派遣している。
- 医師会としては、いじめを原因としてうつ病や PTSD に至ってしまうと、社会復帰が困難になる場合が多いことから、子供が小さな SOS を出している段階で、見逃さないようにすることが大切であると考えている。近所からの声掛けなど、学校には言えなくても近所の人には話せるというような環境づくりが大事である。
- 一般財団法人東京都臨床心理会として、平成 13 年から「こども相談室」を開設し、子供や保護者からの電話相談を受けている。
また、スクールカウンセラーへの支援の一環として、研修会の開催などを通して、不登校、いじめなどの課題に対応できるようにするための資質向上を図っている。
いじめ問題を解決するためには、学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが連携して対応することが必要である。
- 保護司として、いじめの問題に関わるのは、加害の子供が観察処分になったときである。保護司には、そのような事態に至らないよう、犯罪予防のための啓発活動が求められていると考えている。
子供たちの姿が見えにくくなった状況の中でも、少年の立ち直りを助けていくことができる社会づくりを目指していきたい。
- 民生・児童委員として、いじめの防止に向けた学校の取組を支援するため、地区連絡協議会等を通して、地域で問題を共有し、子供たちを見守るなどの取組を行っている。
様々な相談機関がありながら、相談する子供が少ないのが現状である。相談機関の連絡先の周知を工夫していく必要があると考える。
どの学校も、いじめに関する情報を包み隠さずに提供していただき、民生・児童委員が、家庭とともに子供を見守るようにすることが大切である。

(2) 全体のまとめ

- 子供の間で行われるいじめの態様は多様である。多くの相談窓口が設置されている中で、子供やその保護者が、いじめの態様に応じて、最も適切な相談窓口を選択して相談できるようにするためには、各相談機関の専門性の違いを分かりやすく示した一覧を作成し配布するなどの方策が必要である。
今後とも、子供がいじめについて大人に相談しやすい環境づくりを推進するため、それぞれの機関において課題を明らかにするとともに、各機関が連携して、それらの課題を解決するための方策を検討していくことが大切である。